

様式第二十（立入りの身分証明書）（第三十一条関係）

（表）

（裏）

第 号	
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する 法律第24条第2項（同法第27条において準 用する場合を含む。）の規定による身分証明 書	
写真	官職及び氏名
	年 月 日生
	年 月 日発行
主 務 大 臣 印	

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律抜
すい

第 24 条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な
限度において、登録特定原動機検査機関に対し
、その特定原動機検査事務に関し報告を求め、又
はその職員に、登録特定原動機検査機関の事務所
その他の事業場に立ち入り、登録特定原動機検査
機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、
若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その
身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなけ
ればならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために
認められたものと解釈してはならない。

第 27 条 （前略）第 21 条から第 25 条までの規定

は登録特定特殊自動車検査機関について準用す
る。この場合において、これらの規定中「特定原
動機検査事務」とあるのは「特定特殊自動車検査
事務」と（中略）読み替えるものとするほか、必
要な技術的読替えは、政令で定める。

第 39 条 次の各号のいずれかに該当するときは、
その違反行為をした登録特定原動機検査機関又は
登録特定特殊自動車検査機関の役員又は職員は、
30 万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第 24 条第 1 項（第 27 条において準用する場
合を含む。）の規定による報告をせず、若し
くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による
検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しく
は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の
陳述をしたとき。

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。